

平成25年度 第4回

評 議 員 会

平成26年3月12日（水）

議 事 録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第4回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成26年3月12日（水）
午後6時30分から午後8時07分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 評議員の現在数 5名
- 4 出席者 評議員5名
議長（会長） 三輪 博行 評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫 評議員 江幡 五郎
評議員 岩岡 由美子
- 5 欠席評議員数及び氏名 評議員0名
- 6 傍聴者 0名
- 7 議事日程
議案第16号 平成26年度事業計画及び収支予算について
議案第17号 平成26年度老後福祉基金の一部取崩しについて
議案第18号 平成26年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
議案第19号 寄附金の受け入れに伴う老後福祉基金への積み立てにつ
いて
議案第20号 公益移行認定の変更（公益目的事業の追加及び変更）に
ついて
報告事項 その他報告事項
- 8 議事録作成者 理事長 長澤 博暁
- 9 議事録署名人 議長（会長） 三輪 博行
評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫

10 議事の経過及び結果

議案第16号 平成26年度事業計画及び収支予算について

議案第17号 平成26年度老後福祉基金の一部取崩しについて

三輪議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員からは意見はなく一括して審議することとした。

福島常務理事、中村総務課長、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされた。

鈴木評議員から、事業計画書4頁の生活支援事業について、平成27年度から介護保険法改正に伴い要介護1、2については訪問看護及び通所介護は外れることにより、この事業を補う形で行われると思うが、これに対する収入は今後も同じような金額が見込まれるのかという旨の質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、市からの生活支援ヘルパーの要請が減少しているが、この原因が介護保険法とどのようにリンクしているのか分からない旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、平成25年度決算見込みと比較して如何かという質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、約2割程減らしている旨の回答がなされた。

岩岡評議員から、民生委員として独居調査をしているが、ヘルパーさんの時間が少なくなり、やっていただくことが中途半端になってしまい、皆さん大変困っていらっしゃるため、新たな事業展開について市とともに検討していくと書いてあるので、是非しっかり検討していただきたい旨の意見がなされた。

福島常務理事から、生活支援ヘルパーは、福祉公社とシルバー人材センターで受けているが、要支援の方々を市主体の形で新規事業としていくためには、各民間事業者を含めて市が委託していくという方向で検討を進めている旨の回答がなされた。また、現在の委託単価は原価割れしているため、このことも含めてきちんと採算がとれるように、また、現行のサービスが低下しないように市は検討していると伺っているため、福祉公社としてできる限り協力したい考えである旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、やればやるほど赤字ということだが、現状では要支援の方に対する訪問介護や通所介護は介護保険ではなく市独自で行っているのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、今申し上げたのは、市単独の生活支援事業の話

であり、要支援1、2の方については、介護保険単価で行っているため赤字は出ていない旨の回答がなされた。

江幡評議員から、指定管理事業について、仮に指定管理事業を受けないということになると財源的にダメージかと思うが、方針の中でも特に謳われていないが、見解について質問がなされた。

福島常務理事から、後ほど報告する予定であった報告事項1「武蔵野市財政援助出資団体の見直しに関する基本方針」の資料により説明がなされた。

服部高齢者総合センター長から、指定管理業務は日々テストを受けているのと同様である。福祉公社が昭和56年以来築き上げてきた暖簾をどう生かすか、あるいは市民への信頼性をどう反映していくかという、そういったさまざまなことを勘案しつつ事業遂行しており、それが評価につながり、あるいは再受任につながり、再指定管理につながるというふうに考えており、そういう気持ちで職員は業務を行っているという旨の回答がなされた。

江幡評議員から、指定管理と言っても、公会堂等のような市民一般のサービス施設と異なり、福祉、介護関係では、お金の問題だけでなく職員も変わってしまい、利用者が大混乱を起こしたということがあったため、事務局の回答を受けて納得した旨の発言がなされた。

また、事業計画書4頁18行目「医療補助ケア、倫理・法令遵守等の研修」、及び、5頁9行目「フォローアップのための研修」について具体的な内容を求める質問がなされ、6頁24行目「多課題を持つ」について、どのようなご利用者なのかという旨の質問がなされた。

さらに、予算明細書21頁の給料手当支出の「課長分（案分）」について、案分の考え方について質問がなされた。

高橋訪問介護係長から、「医療補助ケアの研修」について、今年度は、ヘルパーができる医療的ケアということで、伝達研修のほか実技等の研修を行っており、「倫理・法令遵守等の研修」については、コンプライアンスの研修を行う予定であり、「フォローアップのための研修」については、毎年1度、認知症高齢者見守り支援ヘルパーの養成研修として、心理的アプローチ、実践的アプローチを、医師や実際に認知症の方に携わっている先生を講師として研修を行っており、その中で一緒にフォローアップの研修も兼ねて行っている旨の回答がなされた。

新谷デイサービスセンター担当係長から、「多課題を持つ」について、介護度が高い4、5の方が多いというのに加え、お一人暮らし、

又は、ご家族がいらっしゃっても、ご家族が病気であったり、問題を抱えていらっしゃるご家族と住んでいらっしゃる方、医療ケアの依存度が高い方で、胃ろうやストマはもちろんであるが、近頃は嚥下が困難な方や吸引が必要な方等で、他のデイサービスから断られてしまったなど、そういう方はこちらが、必ずお受けするようにしている旨の回答がなされた。

高橋管理係長から、課長が担任している事業が10事業あるため、均等に10分の1ずつ案分した旨の回答がなされた。

江幡評議員から、事業計画書3頁33行目以降の「後見人等養成事業」「フォローアップ研修」の内容について質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、「フォローアップ研修」について、昨年度から実施しており、年間10回開催し、今年度は、先輩市民後見人の体験談、財産目録の作成、相続・遺言等について、福祉公社の職員が市民後見人に対して実施している旨の回答がなされた。また、「後見人等養成事業」について、平成26年度は、東京都の研修が廃止されるため、東京都社会福祉協議会北北ブロックで受任等の調整も含めて実施する予定ですが、まだ具体的には決まっていない旨の回答がなされた。

森田評議員から、事業計画書7頁13行目の「高齢者等緊急通所介護モデル事業」について、詳しい内容を求める質問がなされた。また、予算に関して全体的に収支差額が大きいことについて、収支相償の観点から団体存続に関わる問題でもあるため、このことについての見解を求める旨の質問がなされた。

新谷デイサービスセンター担当係長から、「高齢者等緊急通所介護モデル事業」について、モデル事業としては、今年と来年一杯で、平成27年度から本格実施と市から伺っており、内容については、ご家族が病気になって急に入院しなければならないときや、一時的に家を空ける必要が生じたときや、家族介護者教室などに参加されるときの一時的なご利用などであり、お一人につき年4回までという制限となっている旨の回答がなされた。

中村総務課長から、平成26年度はモデル事業として、平成27年度以降は正規の事業として市は考えている旨の補足説明がなされた。また、収支差額について、今回の予算においても5,000万円からの赤字であるが、公益財団法人としては収支相償、要するに、収益、黒字を多くしてはいけないわけであるが、逆に赤字が多過ぎる場合には、団体が継続的に存在できるかというところも審査の対象となると伺っており、

福祉公社については、老後福祉基金として4億円以上の基金があり、今のところ「存続に問題はない」と東京都は判断されていると考えている。今後は収支相償に向けて、少しでも赤字が減るような形で事業展開を考えていきたい旨の回答がなされた。

江幡評議員から、事業計画書5頁32行目の「地域リハビリテーション」について、在宅介護支援センターの今後の活動展開について質問がなされた。

松原在宅介護支援センター・補助器具センター担当係長から、市が進めているのは地域リハビリテーション、国が進めているのが地域包括ケアで、同じような考え方かという感じはするが、それをどうやって実現していくか、理念自体が曖昧であるため、それを少しずつ明確にしながら、包括支援センターと高齢者支援課、在宅介護支援センターが一体となって市民の自助・互助、共助と公助をどうやって包括的に進めていくかというところに対して、在宅介護支援センターがどういう役割が果たせるかと日々探っているところである旨の回答がなされた。さらに、在宅介護支援センターは、あくまでも高齢者の総合相談窓口であるという点と、個別の、一人一人の福祉に対する支援というものをきちんと守りつつ支援しながら、なおかつ、その方が地域の中できちんと生活してくためには、その方を取り巻く地域の支えがないと生活ができないという考え方に基づいて、武蔵野市は平成5年から在宅介護支援センターを展開しており、そのときからの地域とのネットワークを生かし、地域包括支援センターと在宅介護支援センターと高齢者支援課が一体となり、地域を巻き込みながら少しずつ具体化していこうかという考え方でいる旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、議案第16号及び議案第17号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第18号 平成26年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

評議員会から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第19号 寄附金の受け入れに伴う老後福祉基金への積み立てについて

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

評議員会から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第20号 公益移行認定の変更（公益目的事業の追加及び変更）について

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

評議員会から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

11 その他報告事項

福島常務から、報告事項2「新規事業案（有償在宅福祉サービスの見直し）」について、資料に沿って報告がなされた。

また、社屋購入について、12月25日の評議員会以降の進捗状況について次のように報告がなされた。

12月27日に市民社協と福祉公社の双方の検討結果を踏まえて、大東京信用組合本部を訪ね、共同建て替えを辞退する旨の回答をし、2月5日には、市から市議会厚生委員会に対して、福祉公社及び市民社協が現社屋を購入する方向でセコムホームライフ株式会社との協議を進める旨の報告がなされ、現在は、不動産鑑定結果をもとに、セコムホームライフ株式会社と交渉を行っている旨の報告がなされた。今後、価格交渉がまとまり次第、理事会で協議の上、セコムホームライフ株式会社に対して、福祉公社、市民社協の理事会・評議員会での購入承認の決議があることを前提条件に付した形での不動産買受申込書を提出するという形で進めていきたい考えである旨の報告がなされた。セコムホームライフ株式会社の取締役会で承認された場合には、売渡承諾書という形で、いくなれば仮契約のような形で4月上旬に取り交わしができるように進めており、この間、評議員会の開催予定がないため、価格が決定次第、評議員の皆様にはご報告する旨の報告がなされた。

その後、6月19日の評議員会で、土地建物の購入及び維持管理経費に関する補正予算、購入契約締結の議案を提案させていただき、ご了承

承いただければ速やかに契約し、7月1日には引き渡しというようなスケジュールで進めていきたい旨の報告がなされた。

12 連絡事項

中村総務課長からから、次回の評議員会の日程について、6月19日、午後6時30分から予定している旨の連絡がなされた。

以 上

本評議員会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名
押印します。

平成26年3月27日

議長（評議員会会長） 三 輪 博 行 ⑩

議事録署名人（評議員） 鈴 木 省 悟 ⑩

議事録署名人（評議員） 森 田 邦 夫 ⑩